（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第十三条　大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和二年環境省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、大気汚染防止法施行規則第十条の五及び第十条の六の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（水銀排出施設の設置等の届出） **第十条の五**　法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。 2　法第十八条の二十八第二項（第十八条の二十九第二項及び第十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　（略） 3　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類の全部又は一部に代えて、様式第一による届出年月日を申告させることができる。 （削る）	（水銀排出施設の設置等の届出） **第十条の五**　法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。 2　法第十八条の二十三第二項（第十八条の二十四第二項及び第十八条の二十五第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　（略） 3　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類の全部又は一部に代えて、第九条に規定する受理書を提出させることができる。 （水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書） **第十条の六**　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。